

公費負担医療等関連情報

特定医療費(指定難病)受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証
における医療保険上の所得区分記載の廃止の後ろ倒し

2025年(令和7年)11月18日

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課 事務連絡

【編注】医療機関等の窓口における資格確認方法が、原則としてマイナ保険証によるオンライン資格確認に移行したことに伴い、標記の受給者証における医療保険上の所得区分も、オンライン資格確認により確認できるようになっています。

そのため、厚生労働省では、標記の受給者証における所得区分の記載を2025年(令和7年中)に廃止することが予定されていましたが、廃止の適用予定時期を2026年(令和8年)2月1日へ後ろ倒しすることになりました。

医療保険における所得区分(以下単に「所得区分」という)の照会等に係る事務(以下「保険者照会」という)については、基本的に指定医療機関はオンライン資格確認により患者の所得区分を確認することができるようになっている状況や、地方分権提案募集等を踏まえ、「医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止(事前連絡)」(令和7年4月1日付厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡)において、令和7年中に廃止する旨ご連絡したところですが、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会における事務の実態等を踏まえ、改めて具体的な対応方針について検討した結果、保険者照会の廃止の時期を後ろ倒しし、具体的な取扱いについても一部変更させていただく予定です。

なお、申請者の利便性を確保する観点から、被用者保険における低所得区分(下記4.の(※)所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう)に該当すると思われる申請者については、その者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けることが引き続き可能となるよう、ご対応をお願いいたします(詳細は下記4.をご確認ください)。

1. スケジュール(予定)

健康保険法施行規則等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和8年2月1日から廃止す

る予定。

2. 保険者照会廃止後の所得区分の確認方法

受給者証への所得区分等の記載を廃止するので、指定医療機関においては次の方法により所得区分を確認する。

- (1) オンライン資格確認又は限度額適用認定証等により所得区分の確認ができる指定医療機関

①マイナ保険証の場合

患者がマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込する。

②資格確認書の場合

患者が資格確認書を提示し、指定医療機関が記号番号等を入力することで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込する。このとき、限度額適用区分情報の提供について患者から同意を取得する必要がある。

③限度額適用認定証等の提示を受ける場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認する。

- (2) 所得区分の確認ができない指定医療機関(オンライン資格確認等システム未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が限度額適用区分情報の提供に不同意の場合や患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等)「診療報酬請求書等の記載要領等について」

等の一部改正について」(令和6年3月27日付保
医発0327第5号厚生労働省保険局医療課長及び
歯科医療管理官通知。以下「レセプト記載要領」
という)に沿って、以下のとおり取り扱う。

また、この取扱いに伴う高額療養費の給付額
の事後調整は行わない。

- ①70歳未満の者 適用区分ウ:80,100円+ (医
療費-267,000円) × 1 %
- ②70歳以上の者(入院療養)(ただし、④の
者を除く) 適用区分一般:57,600円
- ③70歳以上の者(外来療養)(ただし、④の
者を除く) 適用区分一般:18,000円
- ④70歳以上の現役並み所得者 適用区分ア:
252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1
%

※金額については現時点のものであるた
め、今後、高額療養費の基準が見直され
た場合は置き換えて対応する。

※①については、レセプトの「特記事項」
欄へは記載しない。なお、②③④につい
ては、「特記事項」へ記載する必要がある。

※②③の「適用区分一般」とは、レセプト
記載要領に基づき、後期高齢者医療を除
く70歳以上の者(2割負担)は「適用区
分エ」、後期高齢者医療被保険者(2割
負担)は「適用区分力」、後期高齢者医
療被保険者(1割負担)は「適用区分
キ」を指す。

※④は、高齢受給者証等の提示により、指
定医療機関において、現役並み所得者で
あることが確認できた場合。

3. 償還払いの対応

保険者照会の廃止により、自治体において所
得区分の確認ができなくなるところ、償還払い
等の際には、申請書の指定医療機関の証明欄に
所得区分の記入を求める等の対応により、確認
する方法が考えられる。

4. 公費医療の支給認定申請者が、被用者保険 における低所得者区分に該当すると思われる

場合の対応

低所得者区分(以下(※)の所得区分におけ
る70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70
歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう)に
該当すると思われる申請者については、自治体
において当該申請者が非課税者等であることの
確認を行い、保険者にその旨通知するようお願い
する。その様式等については、「難病の患者
に対する医療等に関する法律第5条第1項に規
定する特定医療及び特定疾患治療研究事業によ
る医療に関する給付の対象療養に係る高額療養
費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱い」
(平成26年12月26日付健疾発1225第2号)
及び「児童福祉法第6条の2第2項に規定する
小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の
支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱い」
(平成26年12月26日付雇児母発1226第1号)を
改正し、別途お示しする。

なお、本手続に際し保険者からの回答を待つ
等の対応は不要である。

(※) 所得区分

(70歳未満)

- ア:標準報酬月額83万円以上
- イ:標準報酬月額53万円以上79万円以下
- ウ:標準報酬月額28万円以上50万円以下
- エ:標準報酬月額26万円以下
- オ:市区町村民税の非課税者

(70歳以上)

- Ⅵ(現役並みⅢ):標準報酬月額83万円以上
- Ⅴ(現役並みⅡ):標準報酬月額53万円以上
79万円以下
- Ⅳ(現役並みⅠ):標準報酬月額28万円以上
50万円以下
- Ⅲ(一般所得者):標準報酬月額26万円以下
- Ⅱ(低所得者Ⅱ):市区町村民税の非課税者
- Ⅰ(低所得者Ⅰ):市区町村民税の非課税者
(年金収入一定基準以下)

(『公費負担医療等の手引』2025年11月版、京都府保険医協会発
行、P.308、P.529関連)